

個別労働関係紛争あっせん制度 利用の手引

1 個別労働関係紛争あっせんとは

平成14年4月1日に施行された「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（以下、本書では「条例」とします。）」に基づき、公労使からなるあっせん員が労働者個人と使用者（事業主）との間に立って問題解決ができるようお手伝いする制度です。本書はこの制度を利用する際の手引きとなるものです。

2 あっせんの対象

労働者個人と事業主との間で、労働条件や雇用に関する問題で主張が食い違うなどして話し合いがまとまらない場合などが対象となります。

ただし、例えば以下のような場合にはあっせんを行わないこともあります。

（条例第4条）

- ① 県外の事業所における個別労使関係に係る紛争の場合
- ② 既に裁判、調停、労働審判、あっせん等で紛争の解決が進行中であつたり、効力を生じている場合
- ③ 労働局、労働基準監督署で助言、指導、処分等が進行中であつたり、効力を生じている場合
- ④ 紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められる場合。

3 あっせんの申請

個別労働関係紛争あっせん制度を利用するには、まずあっせんの申請をします。

（条例第4条）

- (1) 申請は申請書に必要な事項を記入して受付窓口に提出することにより行います。申請書は受付窓口に備え付けてあります。また、労働委員会のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/roui>）からダウンロードすることもできます。（記入例を参考にしてください。）
- (2) 申請の受付窓口は、鳥取県労働委員会事務局または鳥取県中小企業労働相談所（愛称「みなくる」）等の県の労働相談の窓口です。
また、ファクシミリや電子メールによる申請を希望される方は労働委員会事務局までご相談ください。
- (3) 申請が受け付けられると労働委員会事務局の職員が事情の聴取等を行います。その結果等をふまえてあっせんの開始または不開始を通知します。（あっせんが不開始となるのは、事案があっせんに適しない場合です。）
なお、あっせんの開始は当事者双方に通知し、事件名や当事者の希望などを考慮して決定したあっせん員の氏名も通知します。また、相手方に対してはあっせん申請書の写しも送付します。
- (4) あっせんを申請したことを理由に労働者に対し解雇等の不利益な取扱いをするこ

とは条例により禁止されています。

4 あっせんの実施

あっせんを開始する場合には、当事者の希望等を考慮した上で決定した日時、場所を記載してあっせんの実施を通知しますので、指定された日時に出席してください。

あっせんの実施日には、あっせん員が当事者の間に立って話し合いを進めます。

(条例第7条)

- (1) あっせんには代理人・補佐人とともに出席することもできますが、事前の許可が必要です。許可申請については労働委員会事務局にお尋ねください。
- (2) あっせんの場では、あっせん員が双方の主張をよく聴きながら妥協点を探り、双方をとりなしたりすることによって、合意に至るよう導きます。この段階で双方が合意できれば、紛争は解決となります。
- (3) 双方が合意するのに機が熟した場合にはあっせん員があっせん案を示します。あっせん案に双方が合意できれば、紛争は解決となります。
- (4) あっせんの実施日に合意に達することができず、まだ十分な話し合いができていないと認められる場合には、再度あっせんの実施の期日が設けられます。この場合にも実施の日時等を記載したあっせんの実施通知がなされます。
- (5) 以上のような話し合いによっても双方が合意に至る見込みがない場合には、あっせんは打ち切りとなります。

5 あっせんの取下げ・変更・追加

あっせんが開始された場合であっても、事件が解決したりあっせんが打ち切られたりするまでは、申請者はいつでもあっせんを求める事項の全部または一部を取下げたり変更したり、あっせんを求める事項を追加したりできます。

- (1) あっせんを求める事項の全部または一部を取下げたり変更したり、あっせんを求める事項を追加する場合には、あっせんを求める事項の取下書、変更・追加申請書に必要事項を記入して労働委員会事務局に提出します。申請については労働委員会事務局にお尋ねください。
- (2) あっせんを求める事項の取下げ・変更・追加がなされた場合には、あっせんの相手方にその旨が通知されます。
- (3) あっせんの取下げ・変更・追加がなされた場合には、その取下げ・変更・追加後の事項についてあっせん手続が進められます。

なお、あっせんを求める事項の全部が取下げられた場合には、あっせんは終了します。

個別労働関係紛争あっせん申請書

年月**日

鳥取県労働委員会会長 様

申請者

(労働者) 住所 米子市〇〇町1-2-3

コーポ××202号室

氏名 鳥取 米子

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の規定に基づき、下記のとおりあっせんに申請します。

記

1 紛争当事者					
労働者	住所	米子市〇〇町1-2-3 コーポ××202号室			
	氏名	鳥取 米子	電話	(090)****-****	
事業主	住所 (所在地)	米子市△△町3-2-1			
	氏名 (名称及び 代表者)	あいうえお商事株式会社 代表取締役 西部 太郎	電話	(0859)**-****	
			業種	小売業	全従業員数
	関係事業所 (※紛争当事者である労働者に関する事業所が上記と異なる場合に記入してください。)				
	所在地	米子市□□□123-4			
	名称	ショップあいうえお 米子□□□店	電話	(0859)**-****	
代表者	店長 境 みなと	従業員数	*人		

※ 裏面も忘れずに記入してください。

2 紛争の状況	
あつせんを 求める事項	雇用継続に関する話合い (※端的に箇条書きとすること。)
理 由	事業主が自分を辞めさせようとすることに納得できない。 (※「追って説明する。」でも可。)
紛争当事者の主張	労働者の主張 米子□□□店で働きたい。 (※「追って説明する。」でも可。)
	事業主の主張 自分に辞めてほしいと言っている。 (※「追って説明する。」でも可。)
紛争の経過 (紛争の経過及び今までの交渉の内容等を記入してください。)	****年*月**日、事業主側は、この日限りで申請者には辞めてもらうことになった、と申請者に対し口頭で通告した。 その後、事業主側と一対一で話し合うことが難しいまま現在に至っている。 (※「追って説明する。」でも可。)

3 その他（特記すべき事項があれば記入してください。）
労働局あつせんを申請したが、打切りになった。

4 ※注意事項 3①～⑦に該当の有無
なし